

## 九重町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 11,371	千円 7,273,655	千円 300,611	千円 1,383,491	% 19.0	% 20.9

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

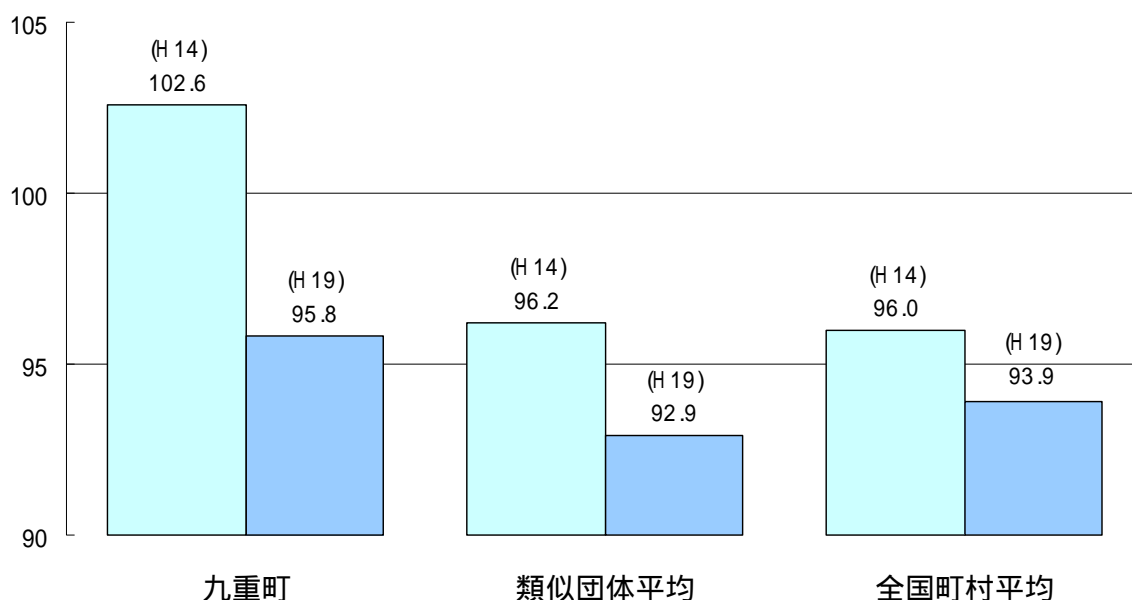
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 148	千円 567,087	千円 60,953	千円 250,609	千円 878,649	千円 5,937	千円 5,805

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

## (3) 特記事項

平成17年7月から平成18年3月までの間は給料月額2%、平成18年4月から平成20年3月までの間は5%の減額措置を実施しています。

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九重町	44.0歳	335,023円	401,894円	353,699円
大分県	43.7歳	362,828円	438,560円	393,529円
国	40.7歳	325,724円	383,541円	円
類似団体	43.6歳	327,171円	372,157円	354,085円

#### 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
九重町	31.3歳	9人	212,716円	236,222円	217,660円	-	-	-	-
うち給食調理員	29.8歳	5人	203,129円	220,118円	205,329円				
大分県	48.0歳	657人	361,844円	402,814円	381,594円	-	-	-	-
国	48.8歳	5193人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-
類似団体	48.8歳	12人	285,052円	306,934円	297,898円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
九重町	-	-	-
うち給食調理員			

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	46.1歳	359,248円	385,666円
大分県	43.8歳	389,710円	452,184円
類似団体	43.4歳	318,788円	335,584円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		九 重 町	大 分 県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	178,800 円	円
	高校卒	138,400 円	144,500 円	円
技能労務職	高校卒	138,400 円	140,100 円	-
	中学卒	-	-	-
教 育 職	大学卒	170,200 円	199,700 円	-
	高校卒	-	-	-
職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（19年4月1日現在）

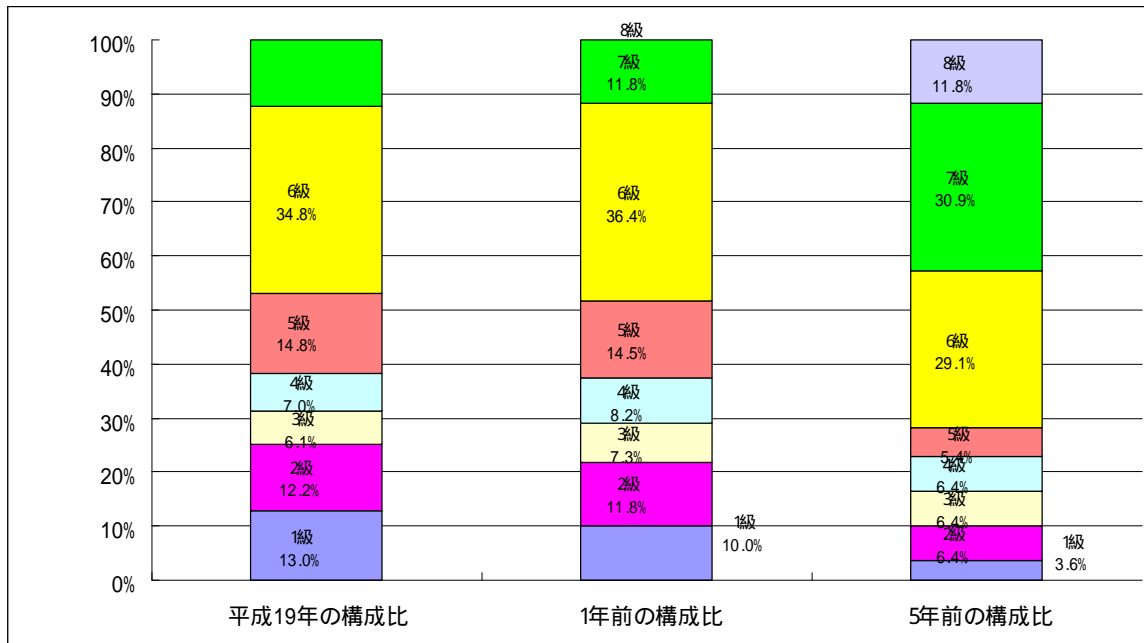
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大学卒	233,472 円	342,475 円	342,475 円
	高校卒	188,100 円	231,542 円	309,282 円
技能労務職	高校卒	191,805 円	198,123 円	215,175 円
	中学卒	-	-	-
教 育 職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-
職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員、技術員、主事、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、及び教諭の職務又はこれに相当する職務	15 人	13.0 %
2 級	主任並びに高度の業務を分掌する保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、及び教諭の職務又はこれに相当する職務	14 人	12.2 %
3 級	主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	7 人	6.1 %
4 級	困難な業務を分掌する主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	8 人	7.0 %
5 級	副長、専門員、及び主幹の職務又はこれに相当する職務	17 人	14.8 %
6 級	課長、室長、局長、館長、所長、及び参事並びに困難な業務を分掌する副長、専門員及び主幹の職務又はこれに相当する職務	40 人	34.8 %
7 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	14 人	12.2 %

- (注) 1 九重町の規則に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

一部反映している。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

九重町	大分県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,827千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,922千円	-
(18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 ( )月分 ( )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律に支給している。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

九 重 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
（退職時特別昇給）			（退職時特別昇給）		
1人当たり平均支給額 25,104千円			26,038千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- 人	- %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## (4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績 (18年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)	0 %		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税の賦課徴収事務	税務職員	賦課徴収	月額 1,500円、月額 2,000円
伝染病防疫作業事務		防疫作業	日額 1,000円
家畜診療に従事する事務	獣医師	家畜診療	月額 20,000円
保健予防に従事する事務	保健師	予防指導	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収容		遺体収容	1死体 5,000円

(注) 特殊勤務手当については、平成23年3月31日まで一部を除き支給を凍結している。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	19,112 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	129 千円
支給実績 (17年度決算)	26,313 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	174 千円

## (6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	17,846 千円	228,795 円	
	配偶者以外 2人目まで	6,000円				
	うち 1人目	配偶者が ない				11,000円
		配偶者が 扶養 でない				6,500円
	その他 (3人目~)	5,000円				
	16歳~22歳の子 についての加算	5,000円				
住居手当	持ち家(支給限度額)	2,500円	異なる	4,256 千円	66,500 円	
	借家(支給限度額)	27,000円	同じ			
通勤手当	1kmごとに25km まで(支給限度額)	15,800円	異なる	1kmごと	8,222 千円	63,736円
管理職手当	5%		異なる	率支給	4,429 千円	233,105 円

## 5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	720,000 円 ( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 385,000 円	
	副 市 町 村 長	585,000 円 ( ) 円	679,000 円 / 365,000 円	
	収 入 役	- 円 ( ) 円	580,000 円 / 345,000 円	
	議 長	301,000 円 ( ) 円	327,000 円 / 228,000 円	
報 酬	副 議 長	260,000 円 ( ) 円	270,000 円 / 173,000 円	
	議 員	250,000 円 ( ) 円	250,000 円 / 152,000 円	
	期 末 手 当	(19年度支給割合) 3.00 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(19年度支給割合) 3.00 月分		
	備 考	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	市 区 町 村 長	720,000円×在職年数×500/100= 14,400,000 円		任期毎
	副 市 町 村 長	585,000円×在職年数×290/100= 6,786,000 円		任期毎
	収 入 役			
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

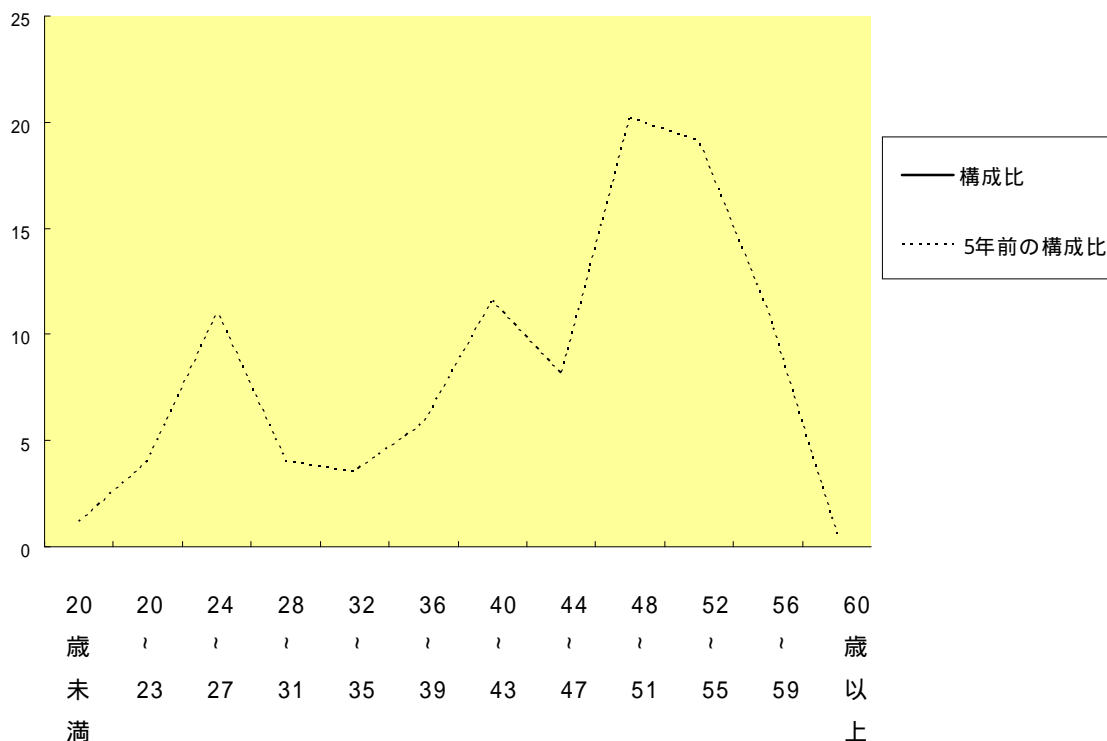
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	一 般 行 政 部 門	議 会 ・ 総 務 税 務 福 祉 経 済 土 木	平 成 18 年	平 成 19 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会 ・ 総 務	33	36	3	< 参 考 > 人口 1 万人 当たり 職員 数 107.05 人 (類似団体の人口 1 万人 当たりの職員数 100.89 人)
		税 務	9	8	△ 1	
		福 祉	38	37	△ 1	
	計	29	30	1		
	経 済	29	30	1		
	土 木	11	11			
	計	120	122	2		
	教 育 部 門	29	30	1		
	消 防 部 門	0	0			
	小 計	149	152	3	< 参 考 > 人口 1 万人 当たり 職員 数 133.37 人 (類似団体の人口 1 万人 当たりの職員数 123.88 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	2	2			
	其 他	8	8			
	小 計	10	10			
合 計		159	162	3	< 参 考 > 人口 1 万人 当たり 職員 数 142.14 人	
		[ 216 ]	[ 216 ]	[ ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人 15	人 18	人 17	人 6	人 6	人 10	人 15	人 19	人 22	人 34	人	人 162

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 162	人 152	人 10	% 6.2

(参考) 自律推進計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年3月31日	25人純減



定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	120	120	122	118	-	116
	増減					-4 (50%)	
教 育	職員数	32	29	30	29	-	27
	増減					-5 (60%)	
消 防	職員数					-	
	増減					(%)	
公営企業 等 会 計	職員数	10	10	10	10	-	9
	増減					-1 (0%)	
計	職員数	162	159	162	157	-	152
	増減		-3	3	-5	-10 (50%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	57,748	12,730	15,950	27.62	35.50

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 2	千円 7,060	千円 1,450	千円 3,214	千円 11,724	千円 5,862	千円 6,895

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間は給料支給額について2%、平成18年4月1日から20年3月31日までの間は5%の減額措置を実施しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
九重町	38.8歳	326,168円	486,000円
団体平均	45.3歳	375,666円	572,943円
事業者	歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九重町	（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（18年度） 1,607千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,785千円
（18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （ - ）月分 （ - ）月分	（18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

九重町	（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （退職時特別昇給） 1人当たり平均支給額 0千円 0千円	（支給率） 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 （退職時特別昇給） 1人当たり平均支給額 千円 16,217千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（19年4月1日現在）

支給実績（年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
該当なし	- %	- 人	- %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
該当なし	- %	- %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
該当なし	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	228 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	114 千円
支給実績（18年度決算）	1,355 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	677 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （18年度決算）	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		768 千円	384,000 円	
	配偶者以外 2人目まで	6,000円					
	うち 1人目	配偶者が ない					11,000円
		配偶者が 扶養 でない					6,500円
	その他 （3人目～）	5,000円					
	16歳～22歳の子 についての加算	5,000円					
住居手当	持ち家 （支給限度額）	2,500円	同じ		250 千円	125,000 円	
	借家 （支給限度額）	27,000円					
通勤手当	1kmごとに最 高25kmまで （支給限度額）	15,800円	同じ		144 千円	72,000 円	

### 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
2 人	1 人	1 人	50 %

(参考) 自律推進計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	1

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照